

## 1. 計画策定について

### (1) 広陵町地域福祉計画策定委員会設置条例

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条の規定に基づき、広陵町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、広陵町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項。
- (2) 計画の進捗状況に関する事項。
- (3) その他、計画に関し町長が必要と認める事項に関する事項。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関して優れた識見を有する者
- (2) その他町長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (関係者の出席)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

#### (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉担当課において処理する。

#### (その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

## (2) 広陵町地域福祉計画策定委員会名簿

氏名	所属等
一川 まつえ	保育サポートほっとハウス
上田 和美	NPO法人つくし野会
上村 久雅	広陵町PTA連絡協議会
岡本 新司	広陵町医師会
奥西 治	広陵町社会福祉協議会
歸山 麗子	広陵町介護予防リーダー
久保 博	公募
笹井 正隆	広陵町老人クラブ連合会
白井 克昌	広陵町区長・自治会長会
翼 康宏	広陵町青少年健全育成協議会
○藤山 久仁子	広陵町民生委員・児童委員協議会
名張 裕信	社会福祉法人信和会 特別養護老人ホームおきなの杜
西川 美和子	広陵町商工会
野中 美佑	畿央大学健康科学部理学療法学科
長谷川 和彦	広陵町防災士ネットワーク
古田 ミキ	広陵町赤十字奉仕団
榎井 佑子	公募
松井 宏之	広陵町 副町長
◎渡辺 一城	天理大学 人間学部人間関係学科社会福祉専攻

※50 音順。氏名の◎は委員長、○は職務代理者。

### (3) 策定経過

開催時期	内 容
令和5年 8月～9月	住民アンケート調査の実施
令和5年 9月 20日（水）	第1回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 ・委嘱状の交付 ・委員長、職務代理者の選出 ・広陵町地域福祉計画策定方針及びスケジュールについて ・アンケート調査について
令和5年 9月～10月	関係団体等アンケート調査の実施
令和5年 10月 26日（木）	第2回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 ・町の現状報告（施策評価結果等） ・計画骨子案の検討 ・住民アンケート調査結果速報
令和5年 12月 1日（金）	広陵町関係各課ヒアリングの実施
令和5年 12月 19日（火）	第3回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 ・住民アンケート及び関係団体等アンケートの調査結果について ・広陵町地域福祉計画素案について
令和6年 1月 19日～29日	パブリックコメントの実施
令和6年 2月 6日（火）	第4回広陵町地域福祉計画策定委員会の開催 ・パブリックコメント結果について ・第2期広陵町地域福祉計画（案）について